

# 令和2年2月定例会案件一覧

※当初送付 46件 ◇議案 45件 内訳 (予算 16件)  
 (条例 21件)  
 (その他 8件)  
 ◇報告 1件

※網掛けをしている議案は、先議依頼議案（7件）です。

当初送付 (令和2年2月19日送付分)

◇議案

所 属 課	番 号	案 件 名	主 要 な 内 容
財 政 課	1	令和2年度佐賀市一般会計予算	・令和2年度当初予算
	2	令和2年度佐賀市国民健康保険特別会計予算	
	3	令和2年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計予算	
	4	令和2年度佐賀市後期高齢者医療特別会計予算	
	5	令和2年度佐賀市自動車運送事業会計予算	
	6	令和2年度佐賀市水道事業会計予算	
	7	令和2年度佐賀市工業用水道事業会計予算	
	8	令和2年度佐賀市下水道事業会計予算	
	9	令和2年度佐賀市立富士大和温泉病院事業会計予算	
	10	令和元年度佐賀市一般会計補正予算(第7号)	・令和元年度補正予算
	11	令和元年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	
	12	令和元年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	
	13	令和元年度佐賀市自動車運送事業会計補正予算(第1号)	
	14	令和元年度佐賀市水道事業会計補正予算(第3号)	
	15	令和元年度佐賀市下水道事業会計補正予算(第2号)	
	16	令和元年度佐賀市立富士大和温泉病院事業会計補正予算(第1号)	
企 画 政 策 課	17	佐賀市債権管理条例	・市の債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資するため、債権管理に係る市長等の責務や債権放棄の要件等を定めるもの 【附則で改正する条例】 ・佐賀市水道事業給水条例
商 業 振 興 課	18	佐賀市中小企業・小規模企業振興条例	・中小企業・小規模企業の振興を図り、もって地域経済の発展と市民生活の向上に資するため、中小企業・小規模企業の振興に係る基本理念や関係団体の役割等を定めるもの
環 境 政 策 課	19	東よか干潟ビジターセンター条例	・東よか干潟の自然環境及び生物多様性の保全を推進するとともに、持続可能な利用による地域の活性化を図るための拠点施設として、東よか干潟ビジターセンターを設置するもの
人 事 課	20	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	・佐賀県職員の給与制度に準じ、職員の通勤手当を改定するもの 【主な改定内容】 ◎通勤手段の区分の細分化(自動車等⇒自動車・バイク、自転車) ◎通勤距離の区分、通勤手当の額の見直し
	21	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	・令和2年4月からの会計年度任用職員制度の導入に伴い、フルタイム会計年度任用職員の公務災害に係る補償基礎額を定めるもの
財 産 活 用 課	22	佐賀市支所設置条例の一部を改正する条例	・久保田支所の移転に伴い、支所の位置を定めるもの
消 防 防 災 課	23	佐賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	・近年の消防団員数の減少に伴い、消防団員の定員を見直すもの (4,150人⇒3,800人)

観 光 振 興 課	24	佐賀市やまびこの湯条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐賀市やまびこの湯の使用料の適正化及び近隣の温泉施設との均衡を図るため、入館料等を改定するもの</li> <li>【主な改定内容】</li> <li>◎入館料</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【区分】</th> <th>【変更前】</th> <th>【変更後】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">大人（中学生以上）</td> <td>520円</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小人（4歳以上）</td> <td>260円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">午後5時以降の市民料金</td> <td>大人（中学生以上70歳未満）</td> <td>210円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>大人（70歳以上）</td> <td rowspan="2">110円</td> <td rowspan="2">250円</td> </tr> <tr> <td>小人（4歳以上中学生未満）</td> </tr> </tbody> </table>	【区分】		【変更前】	【変更後】	大人（中学生以上）		520円	550円	小人（4歳以上）		260円	300円	午後5時以降の市民料金	大人（中学生以上70歳未満）	210円	350円	大人（70歳以上）	110円	250円	小人（4歳以上中学生未満）											
【区分】		【変更前】	【変更後】																															
大人（中学生以上）		520円	550円																															
小人（4歳以上）		260円	300円																															
午後5時以降の市民料金	大人（中学生以上70歳未満）	210円	350円																															
	大人（70歳以上）	110円	250円																															
	小人（4歳以上中学生未満）																																	
水 産 振 興 課	25	佐賀市漁港管理条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁港漁場整備法に基づく模範漁港管理規程例の一部改正に伴い、漁港施設の占用期間の上限を見直すもの（1月（工作物の設置を目的とする場合は、3年）⇒10年）</li> </ul>																															
建 築 指 導 課	26	佐賀市手数料条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正により、建築物のエネルギー消費性能の評価方法が追加されたことに伴い、当該方法による認定に係る手数料を定めるもの</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>【変更前】</th> <th>【変更後】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価方法</td> <td>仕様基準</td> <td>簡易評価基準及び仕様基準</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="2">建築物の区分、評価方法の区分及び建築物の床面積の区分に応じて定める額</td> </tr> </tbody> </table>		【変更前】	【変更後】	評価方法	仕様基準	簡易評価基準及び仕様基準	金額	建築物の区分、評価方法の区分及び建築物の床面積の区分に応じて定める額																							
	【変更前】	【変更後】																																
評価方法	仕様基準	簡易評価基準及び仕様基準																																
金額	建築物の区分、評価方法の区分及び建築物の床面積の区分に応じて定める額																																	
建 築 住 宅 課	27	佐賀市営住宅条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法の一部改正に伴い、不正入居者に市営住宅の明渡しを請求した場合における損害金に係る利息の利率を見直すもの（年5分の割合⇒法定利率）</li> </ul>																															
循 環 型 社 会 推 進 課	28	佐賀市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の排出量に応じた費用負担の公平化並びに一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進を図るため、佐賀市清掃工場等に直接搬入した場合の一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物の処分費用を改定するもの</li> <li>【改定内容】</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>【区分】</th> <th colspan="2">【変更前】</th> <th colspan="2">【変更後】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">事業系 一般廃棄物 産業廃棄物</td> <td>100kgまで</td> <td>800円</td> <td>50kgまで</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>100kgを超え150kgまで</td> <td>900円</td> <td>50kgを超え100kgまで</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>150kgを超える部分について50kgにつき</td> <td>300円</td> <td>100kgを超える部分について50kgにつき</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">家庭系 一般廃棄物</td> <td>100kgまで</td> <td>400円</td> <td>50kgまで</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>100kgを超え150kgまで</td> <td>450円</td> <td>50kgを超え100kgまで</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>150kgを超える部分について50kgにつき</td> <td>150円</td> <td>100kgを超える部分について50kgにつき</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	【区分】	【変更前】		【変更後】		事業系 一般廃棄物 産業廃棄物	100kgまで	800円	50kgまで	800円	100kgを超え150kgまで	900円	50kgを超え100kgまで	1,200円	150kgを超える部分について50kgにつき	300円	100kgを超える部分について50kgにつき	600円	家庭系 一般廃棄物	100kgまで	400円	50kgまで	400円	100kgを超え150kgまで	450円	50kgを超え100kgまで	600円	150kgを超える部分について50kgにつき	150円	100kgを超える部分について50kgにつき	300円
【区分】	【変更前】		【変更後】																															
事業系 一般廃棄物 産業廃棄物	100kgまで	800円	50kgまで	800円																														
	100kgを超え150kgまで	900円	50kgを超え100kgまで	1,200円																														
	150kgを超える部分について50kgにつき	300円	100kgを超える部分について50kgにつき	600円																														
家庭系 一般廃棄物	100kgまで	400円	50kgまで	400円																														
	100kgを超え150kgまで	450円	50kgを超え100kgまで	600円																														
	150kgを超える部分について50kgにつき	150円	100kgを超える部分について50kgにつき	300円																														
市 民 生 活 課	29	佐賀市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民基本台帳法施行令の一部改正により住民票に旧氏の記録が可能となったことに伴い、旧氏を表している印鑑の登録を可能とする等の改正を行うもの</li> <li>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、同法の趣旨に合わせ、印鑑の登録資格を見直すもの</li> </ul>																															
市 民 税 課	30	佐賀市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、引用している法律の名称及び条項を変更するもの</li> </ul>																															

保 険 年 金 課	31	佐賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険特別会計において、佐賀県が各市町の医療費水準、所得水準、被保険者数・世帯数に応じて決定した国民健康保険事業費納付金を納めるに当たり、歳入不足が見込まれるため、国民健康保険税の税率の改定等を行うもの</li> <li>【主な改定内容】</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1122 236 2069 533"> <tr> <td rowspan="3">基礎課税額</td> <td>所得割率</td> <td>10.4%</td> <td>→</td> <td>10.3%</td> <td>(-0.1%)</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>25,100円</td> <td>→</td> <td>26,000円</td> <td>(+900円)</td> </tr> <tr> <td>平等割額</td> <td>36,700円</td> <td>→</td> <td>37,000円</td> <td>(+300円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">後期高齢者支援金等課税額</td> <td>所得割率</td> <td>2.6%</td> <td>→</td> <td>2.8%</td> <td>(+0.2%)</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>8,300円</td> <td>→</td> <td>9,000円</td> <td>(+700円)</td> </tr> <tr> <td>平等割額</td> <td>6,500円</td> <td>→</td> <td>6,500円</td> <td>(±0円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">介護納付金課税額</td> <td>所得割率</td> <td>2.8%</td> <td>→</td> <td>2.4%</td> <td>(-0.4%)</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>9,700円</td> <td>→</td> <td>9,000円</td> <td>(-700円)</td> </tr> <tr> <td>平等割額</td> <td>5,200円</td> <td>→</td> <td>5,000円</td> <td>(-200円)</td> </tr> </table>	基礎課税額	所得割率	10.4%	→	10.3%	(-0.1%)	均等割額	25,100円	→	26,000円	(+900円)	平等割額	36,700円	→	37,000円	(+300円)	後期高齢者支援金等課税額	所得割率	2.6%	→	2.8%	(+0.2%)	均等割額	8,300円	→	9,000円	(+700円)	平等割額	6,500円	→	6,500円	(±0円)	介護納付金課税額	所得割率	2.8%	→	2.4%	(-0.4%)	均等割額	9,700円	→	9,000円	(-700円)	平等割額	5,200円	→	5,000円	(-200円)							
基礎課税額	所得割率	10.4%	→		10.3%	(-0.1%)																																																				
	均等割額	25,100円	→		26,000円	(+900円)																																																				
	平等割額	36,700円	→	37,000円	(+300円)																																																					
後期高齢者支援金等課税額	所得割率	2.6%	→	2.8%	(+0.2%)																																																					
	均等割額	8,300円	→	9,000円	(+700円)																																																					
	平等割額	6,500円	→	6,500円	(±0円)																																																					
介護納付金課税額	所得割率	2.8%	→	2.4%	(-0.4%)																																																					
	均等割額	9,700円	→	9,000円	(-700円)																																																					
	平等割額	5,200円	→	5,000円	(-200円)																																																					
健 康 つ くり 課	32	佐賀勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐賀勤労者総合福祉センターの使用料の適正化及び類似施設との料金の均衡を図るため、使用料を改定するもの</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1093 608 2114 986"> <thead> <tr> <th rowspan="2">【区分】</th> <th colspan="3">【変更前】</th> <th colspan="3">【変更後】</th> </tr> <tr> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後6時から 午後9時まで</th> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>午後1時から 午後5時まで</th> <th>午後6時から 午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教養文化室</td> <td>1,270円</td> <td>1,750円</td> <td>1,750円</td> <td>1,900円</td> <td>2,620円</td> <td>2,620円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1,270円</td> <td>1,750円</td> <td>1,750円</td> <td>1,900円</td> <td>2,620円</td> <td>2,620円</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>1,750円</td> <td>2,570円</td> <td>2,570円</td> <td>2,620円</td> <td>3,850円</td> <td>3,850円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>800円</td> <td>1,270円</td> <td>1,270円</td> <td>1,200円</td> <td>1,900円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール (ホール使用)</td> <td>4,690円</td> <td>6,450円</td> <td>6,450円</td> <td>7,030円</td> <td>9,670円</td> <td>9,670円</td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td>1,270円</td> <td>1,750円</td> <td>1,750円</td> <td>1,900円</td> <td>2,620円</td> <td>2,620円</td> </tr> </tbody> </table>	【区分】	【変更前】			【変更後】			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	教養文化室	1,270円	1,750円	1,750円	1,900円	2,620円	2,620円	研修室	1,270円	1,750円	1,750円	1,900円	2,620円	2,620円	大会議室	1,750円	2,570円	2,570円	2,620円	3,850円	3,850円	小会議室	800円	1,270円	1,270円	1,200円	1,900円	1,900円	多目的ホール (ホール使用)	4,690円	6,450円	6,450円	7,030円	9,670円	9,670円	多目的室	1,270円	1,750円	1,750円	1,900円	2,620円	2,620円
【区分】	【変更前】				【変更後】																																																					
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで																																																				
教養文化室	1,270円	1,750円	1,750円	1,900円	2,620円	2,620円																																																				
研修室	1,270円	1,750円	1,750円	1,900円	2,620円	2,620円																																																				
大会議室	1,750円	2,570円	2,570円	2,620円	3,850円	3,850円																																																				
小会議室	800円	1,270円	1,270円	1,200円	1,900円	1,900円																																																				
多目的ホール (ホール使用)	4,690円	6,450円	6,450円	7,030円	9,670円	9,670円																																																				
多目的室	1,270円	1,750円	1,750円	1,900円	2,620円	2,620円																																																				
公 民 館 支 援 課	33	佐賀市公民館条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐賀市立久保田公民館の移転に伴い、公民館の位置及び使用料を定めるもの</li> </ul>																																																							
図 書 館	34	佐賀市立図書館条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次佐賀市立図書館サービス計画に基づき、佐賀市立図書館久保田館を設置することに伴い、同分館の名称及び位置を定めるもの</li> </ul>																																																							
交 通 局 上 下 水 道 局 富 士 大 和 温 泉 病 院	35	佐賀市自動車運送事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治法の一部改正に伴い、引用している条項を変更するもの</li> <li>【改正する条例】</li> <li>・佐賀市自動車運送事業の設置等に関する条例</li> <li>・佐賀市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</li> <li>・佐賀市立富士大和温泉病院事業の設置等に関する条例</li> </ul>																																																							
上 下 水 道 局	36	佐賀市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業の給水区域に久保田町の区域を追加するため、給水区域の変更等を行うもの</li> <li>【改正する条例】</li> <li>・佐賀市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</li> <li>・佐賀市下水道条例</li> <li>・佐賀市農業集落排水処理施設条例</li> <li>・佐賀市水道事業給水条例</li> <li>・佐賀市市営浄化槽条例</li> </ul>																																																							

上下水道局	37	佐賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴い、引用している法律の名称を変更するもの</li> <li>・水道法等の一部改正により指定給水装置工事事業者の指定更新制度が導入されたことに伴い、指定更新の審査に係る手数料を定めるもの（8,000円/件）</li> </ul> <p>【附則で改正する条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀市工業用水道事業給水条例</li> </ul>
観光振興課	38	佐賀市やまびこの湯の指定管理者の指定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理を行わせる施設 佐賀市やまびこの湯</li> <li>指定管理者候補 株式会社創裕（公募）</li> <li>指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日</li> </ul>
道路管理課	39	市道路線の廃止について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止2本</li> </ul>
	40	市道路線の認定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定5本</li> </ul>
契約監理課 （三重津世界遺産課）	41	三重津海軍所跡ガイダンス施設改修（建築）工事請負契約の締結について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約方法 一般競争入札</li> <li>契約金額 310,200,000円</li> <li>契約の相手方 株式会社JA建設クリエイトさが</li> <li>工期限 令和3年6月30日まで</li> </ul>
契約監理課 （公民館支援課）	42	勸興公民館改築（建築）工事請負契約の締結について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約方法 一般競争入札</li> <li>契約金額 203,500,000円</li> <li>契約の相手方 安部建設株式会社</li> <li>工期限 令和3年1月29日まで</li> </ul>
三重津世界遺産課	43	三重津海軍所跡整備（屋内展示）展示物等製造請負契約の締結について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）</li> <li>契約金額 405,867,000円</li> <li>契約の相手方 乃村工藝社・とっぺん共同企業体</li> <li>工期限 令和3年9月30日まで</li> </ul>
学校教育課	44	財産の取得について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入する物品 令和2年度小学校デジタル教科書</li> <li>契約方法 随意契約</li> <li>契約金額 43,753,150円</li> <li>契約の相手方 佐賀県教科書株式会社</li> </ul>
	45	財産の取得について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入する物品 令和2年度小学校教師用指導書</li> <li>契約方法 随意契約</li> <li>契約金額 55,402,160円</li> <li>契約の相手方 佐賀県教科書株式会社</li> </ul>

◇報告

所 属	番号	案 件 名	主 な 内 容
河川砂防課 健康づくり課 農業振興課 環境保全課	1	専決処分の報告について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故による損害賠償額の決定</li> <li>・河川砂防課（197,767円 物損）</li> <li>・健康づくり課（177,120円 物損）</li> <li>・健康づくり課（1,642,185円 人身）</li> <li>・農業振興課（18,195円 物損）</li> <li>・環境保全課（432,000円 物損）</li> <li>・環境保全課（41,019円 人身）</li> </ul>